

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人漆山福社会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で言う役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席した時及び評議員が評議員会に出席した時は、定款の規定に基づき、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2、 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 3、 同日にあわせて法人及び施設運営費等のために業務にあたった場合は本条の報酬及び実費弁償費は支払わない。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、定款の規程に基づき、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2、 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、定款の規程に基づき、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3、 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、定款の規程に基づき、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2、 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2、 旅費は実費を支給する。
- 3、 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4、 旅費は実費を考慮し、増額することができる。
- 5、 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、令和3年 月 日より施行する。

別表1

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等（日額）	5.000 円	2.000 円
評議員会出席報酬等（日額）	5.000 円	2.000 円

別表2

名称	報酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等（日額）	5.000 円	2.000 円
監事監査指導報酬等（日額）	5.000 円	2.000 円

別表3

旅費	宿泊費	報酬（日額）	その他
実費	10.000 円	5.000 円	実費

※常勤理事は出張旅費に規定する報酬額は請求できない。

※報酬は給与所得の源泉徴収税額表（日額表乙欄）による源泉徴収税額控除後の金額とする。